

市第4号議案

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年8月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第15条」を「次条」に改め、同条に次の2項を加える。

前3項及び横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例に基づき支給する普通退隠料の年額の改定に関する条例（昭和46年10月横浜市条例第53号）の規定により計算した普通退隠料の年額が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該年額に0.9を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

前項の規定により計算した普通退隠料の年額の改定は、市長が

受給者の請求を待たずに行う。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第1条第3号に規定する規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の規定は、この条例の施行の日の属する月分以後の普通退隠料の年額について適用し、同日の属する月の前月分までの普通退隠料の年額については、なお従前の例による。

### (委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 提 案 理 由

国の恩給の年額との均衡を考慮して、一定額以上の普通退隠料の支給を受ける者に対する当該普通退隠料の年額を引き下げするため、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（普通退隠料の年額）

第14条 （第1項及び第2項省略）

次条  
第15条の規定により、在職10年未満（特別職員については8年未満）の者に支給すべき普通退隠料の年額は在職10年（特別職員については8年）の者に支給すべき普通退隠料の年額とする。

前3項及び横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例に基づき支給する普通退隠料の年額の改定に関する条例（昭和46年10月横浜市条例第53号）の規定により計算した普通退隠料の年額が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該年額に0.9を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

前項の規定により計算した普通退隠料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。